

1. 日本語教師養成科

授業： 月曜日～金曜日（週5日制） 9時10分～14時50分

募集人員： 40名（日本語母語話者を含む）

修学期間： 1年（4月入学～翌年3月卒業）

出願資格： 次の(1)(2)の項目をすべて満たす者

(1)日本および外国の学校教育における12年以上の課程を卒業した者、または同等の学力を有すると校長が認定した者。なお、日本の学校教育における12年以上の課程を卒業した者とは高等学校、高等専門学校（3年以上）、高等専修学校（3年以上で文部科学省が指定した課程）、短期大学、大学を卒業した者、および国で定める大学入学資格を有する者のこと

(2)以下の①から⑥の中の1つ以上の条件を満たす者

①日本語能力試験（JLPT）N2以上に合格している者

②日本留学試験（EJU）の日本語科目で200点（読解、聴解、聴読解の合計）以上取得した者

③BJTビジネス日本語能力テスト（JLRT）で400点以上取得した者

④日本の日本語教育機関（告示日本語教育機関または認定日本語教育機関）で1年以上の日本語教育を受けた者（在籍時の出席率80%以上であることが望ましい）

⑤日本の学校教育法第1条に定める教育機関（幼稚園を除く）で、1年以上教育を受けた者

⑥日本での在留資格がすでにあり、上記①～⑤と同等の日本語力を有すると校長が認定した者

出願期間： 在留資格をお持ちの場合は10月1日～（土・日曜、祝日を除く）。入学試験案内に記載の通り。
※ただし、受付期間内であっても定員になり次第締め切り（事前に連絡のうえ、ご確認下さい）

審査料： 20,000円

審査方法： ◇東京（本校）受付の場合

入学希望者は出願書類提出の後、入学試験を受ける。学校は、出願書類審査と入学試験結果をもって最終審査を行い、可否を決定。

学費：

内 訳	第1期分（6か月分）	第2期分（6か月分）	
入 学 金	120,000円		合計金額 1,143,600円
授 業 料	400,000円	400,000円	
施 設 費	80,000円		
実 習 費	110,000円		
学生諸費	22,000円		
学友会費	5,400円		
防災用品代	6,200円		
合 計	743,600	400,000円	

- ※ 授業料800,000円は日本語教員を目指す者としての日本語の理解・運用力が不足している場合、または希望する場合に支払う「日本語・日本文化基礎科目」の費用（240,000円）を含む。
- ※ 教材は教師の指示のもとに各自購入。
- ※ 海外からの振り込みについて、文化外国語専門学校ではコンベラジャパン社の国際決済サービス《Convera GlobalPay for Students》を導入しています。
詳細につきましては、下記PDFをご覧ください。
<https://www.bunka-bi.ac.jp/wp-content/uploads/2025/02/blt-convera-globalpay-ja.pdf>
- ※ 本校の日本語科および日本語通訳ビジネス科、文化学園大学、文化ファッション大学院大学、文化服装学院卒業または退学後の入学者は、審査料・入学金免除。

その他:

日本国内において文部科学省の認定日本語教育機関で教員として勤務するためには、「登録日本語教員」という国家資格を取得する必要があります。

「登録日本語教員」という国家資格は、「日本語教員試験」基礎試験・応用試験(聴解・筆記)の合格と登録実践研修機関での研修の修了が必要となります。

本学科を修了すると、「登録日本語教員」という国家資格取得のための「日本語教員試験」の基礎試験・応用試験(聴解・筆記)のうち、基礎試験が免除になります。

また、「実践研修」も本学科で受けることができます。

登録日本語教員についての詳細は文部科学省のウェブサイト等でご確認ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/01_p.htm

2. 日本語通訳ビジネス科

授業： 月曜日～金曜日（週5日制） 9時10分～14時50分（自由選択科目を履修する場合は～15時50分）

募集人員： 120名

修学期間： 2年（4月入学～翌々年3月卒業）

出願資格： 次の(1)(2)の項目をすべて満たす者

(1)日本および外国の学校教育における12年以上の課程を卒業した者、または同等の学力を有すると校長が認定した者。なお、日本の学校教育における12年以上の課程を卒業した者とは高等学校、高等専門学校（3年以上）、高等専修学校（3年以上で文部科学省が指定した課程）、短期大学、大学を卒業した者、および国で定める大学入学資格を有する者のこと

(2)以下の①から⑥の中の1つ以上の条件を満たす者

①日本語能力試験（JLPT）N2以上に合格している者

②日本留学試験（EJU）の日本語科目で200点（読解、聴解、聴読解の合計）以上取得した者

③BJTビジネス日本語能力テスト（JLRT）で400点以上取得した者

④日本の日本語教育機関（告示日本語教育機関または認定日本語教育機関）で1年以上の日本語教育を受けた者（在籍時の出席率80%以上であることが望ましい）

⑤日本の学校教育法第1条に定める教育機関（幼稚園を除く）で、1年以上教育を受けた者

⑥日本での在留資格がすでにあり、上記①～⑤と同等の日本語力を有すると校長が認定した者

出願期間： 在留資格をお持ちの場合は10月1日～（土・日曜、祝日を除く）。入学試験案内に記載の通り。
※ただし、受付期間内であっても定員になり次第締め切り（事前に連絡のうえ、ご確認下さい）

審査料： 20,000円

審査方法： ◇東京（本校）受付の場合

入学希望者は出願書類提出の後、入学試験を受ける。学校は、出願書類審査と入学試験結果をもって最終審査を行い、可否を決定。

学費：

内 訳	1年次		2年次		1年次 1,143,600円 2年次 1,017,400円 合計金額 2,161,000円
	第1期分（6か月分）	第2期分（6か月分）	第1期分（6か月分）	第2期分（6か月分）	
入 学 金	120,000円				
授 業 料	400,000円	400,000円	400,000円	400,000円	
施 設 費	80,000円		80,000円		
実 習 費	110,000円		110,000円		
学 生 諸 費	22,000円		22,000円		
学 友 会 費	5,400円		5,400円		
防 災 用 品 代	6,200円				
合 計	743,600	400,000円	617,400円	400,000円	

※ 教材は教師の指示のもとに各自購入。

※ 海外からの振り込みについて、文化外国語専門学校ではコンベラジャパン社の国際決済サービス《Convera GlobalPay for Students》を導入しています。詳細につきましては、下記PDFをご覧ください。
<https://www.bunka-bi.ac.jp/wp-content/uploads/2025/02/blt-convera-globalpay-ja.pdf>

※ 本校の日本語科および日本語教師養成科、文化学園大学、文化ファッション大学院大学、文化服装学院卒業または退学後の入学者は、審査料・入学金免除。

3. 出願書類

- 注意： ・ 出願書類の不備（書類の不足、記載漏れ、記載ミス、押印・サインし忘れなど）は、合否判定に影響があります。
 ・ 提出された書類は返却しません。コピーをお渡しすることもできません。ご自分でコピーを保管してください。

	書類	指定フォームはこちらからダウンロードできます。 https://www.bunka-bi.ac.jp/requirements/documents/	
1	入学願書	指定フォーム	
2	履歴書	指定フォーム	
3	顔写真（縦4cm×横3cm）	履歴書、学生会館入館申込書（希望者のみ）に貼付してください。 写真データも提出してください。学生証に使用します。（ファイルサイズ：50kbyte／拡張子：jpg）	
4	在留カード両面コピー		
5	パスポートコピー		
6	日本語能力証明書 試験による証明書	必須ではありません。ない人は提出不要です。 日本語能力試験N2、またはN1の合格証のコピーと結果通知書のコピーで点数があるものを提出してください。 日本留学試験の成績のコピー	
7	日本語学校からの卒業に関する証明書 必ず原本、直近のもの	日本語学校卒業者： 卒業（修了）証明書 日本語学校在籍者： 卒業（修了）見込み証明書、または在籍証明書 注意： 在籍したことがある日本国内の日本語学校すべてからの証明書が必要です。	BIL生免除
8	日本語学校からの成績証明書 必ず原本、直近のもの	日本語学校卒業者も、日本語学校在籍者も提出してください。 注意： 在籍したことがある日本国内の日本語学校すべてからの証明書が必要です。	
9	日本語学校からの出席証明書 必ず原本、直近のもの	日本語学校卒業者も、日本語学校在籍者も提出してください。 注意： 在籍したことがある日本国内の日本語学校すべてからの証明書が必要です。	
	8~9番について	8~9番については、学校により、「成績出席証明書」のように一緒になっていることもあります。 その場合は、その書式で大丈夫です。	

	書類		
10	最終出身学校の卒業証明書 必ず原本 日本語、英語、中文以外は要翻訳	卒業証書のコピーを提出する場合は、卒業証書の原本をお持ちください。原本の確認をします。 どうしても原本を提出できない場合で、なおかつ日本語学校在籍者の場合、 ・その理由を自分で書いた文書と、 ・日本語学校に依頼し、日本語学校に提出した証明書の複製に、「この写しは原本と相違ありません」と明記してもらい、この複製を提出する方法でも大丈夫です。 (複製=コピー)	BIL生免除
11	最終出身学校の成績証明書 必ず原本 日本語、英語、中文以外は要翻訳	どうしても原本を提出できない場合で、なおかつ日本語学校在籍者の場合、 ・その理由を自分で書いた文書と、 ・日本語学校に依頼し、日本語学校に提出した証明書の複製に、「この写しは原本と相違ありません」と明記してもらい、この複製を提出する方法でも大丈夫です。 (複製=コピー)	BIL生免除
12	現在、高等教育に在籍している方は、その学校からの卒業に関する証明書 必ず原本、直近のもの	卒業（修了）見込み証明書、または在籍証明書 (高等教育=専門学校、大学、大学院など)	BIL生免除
13	現在、高等教育に在籍している方は、その学校からの成績証明書 必ず原本、直近のもの	(高等教育=専門学校、大学、大学院など)	BIL生免除
14	現在、高等教育に在籍している方は、その学校からの出席証明書 必ず原本、直近のもの	(高等教育=専門学校、大学、大学院など)	BIL生免除
	13~14番について	13~14番については、学校により、「成績・出席証明書」のように、一緒になっていることもあります。その場合は、その書式で大丈夫です。また、「出席証明書」については、発行していない場合は不要です。	BIL生免除
15	複数の高等教育を卒業した方は、最高学歴の卒業証明書 日本語、英語、中文以外は要翻訳	例えば、母国で大学院を卒業。その後、専門学校を卒業。この場合、大学院が最高学歴。専門学校が最終学歴。	BIL生免除
16	現在在籍している学校※を卒業したら、卒業時までの成績と出席がわかる証明書	現在在籍している学校を卒業したら、卒業時までの成績と出席がわかる証明書を入学式の日 ¹ に提出してください。 出席率が80%に満たない、本校入学許可後に大幅に出席率が下がっている場合、留学ビザの更新が不許可になる可能性もありますのでご注意ください。 ※日本語学校、専門学校、大学、大学院など	入学許可者のみ提出

	書類		
17	身元保証書	指定フォーム 自分で書かないでください。身元保証人が書いて、押印またはサインしたものを提出してください。 できる限り、原本を出願時に提出してください。 どうしても原本が間に合わない場合は、PDFでも受け付けます。原本は後日、郵便で届き次第提出してください。	
18	経費支弁書 日本語、英語、中文以外は要翻訳	指定フォーム 経費支弁者が書いて、押印またはサインしたものを提出してください。 できる限り、原本を出願時に提出してください。 どうしても原本が間に合わない場合は、PDFでも受け付けます。原本は後日、郵便で届き次第提出してください。 注意 ：「1. 経費支弁の引受経緯」の記入漏れが多いので、忘れないでください。	
19	預金残高証明書 銀行発行のもの 必ず原本、直近のもの 日本語、英語、中文以外は要翻訳	経費支弁者の支弁能力を立証できる内容をご提出ください。 BILの学費と留学中の生活費をカバーできることを立証することが基本となります。 P6をご参照ください。	
20	学生会館入館申込書	指定フォーム	希望者のみ
21	審査料20,000円	現金のみ 出願後は返金できません。	BIL生、 文化学園在 籍・卒業者 免除 (中退者含む)

身元保証書について：

Q 1 親は日本に住んでいます。その場合、「2. 本国における身元保証人（両親など）」はどうしたらいいですか？

A その場合、「2. 」は不要です。ご両親のいずれかに「3. 」を書いてもらってください。

Q 2 身元保証人は、友達でもいいですか？

A 身元保証書に記載がある内容を読み、責任持てますという方に書いてもらう必要があります。独立生計者であり、親、配偶者など親身になる人に書いてもらってください。

Q 3 親は日本に住んでいません。身元保証書を準備するのはとても大変です。時間もかかります。それでも必要ですか？ **※経費支弁書**も同じです。

A はい、必要です。きちんと準備してください。

- ・BILのHPから身元保証書をダウンロードできます。
- ・親にそこからダウンロードしてもらい、記入、サイン（押印）、郵送してもらってください。
- ・そして他の出願書類と一緒に、BILに提出してください。

どうしても出願に間に合わない時は、まず、親が記入した身元保証書をPDFでメールで受け取り、それを印刷し、BILに提出してください。
原本は後日、郵便で届き次第提出してください。

経費支弁者の支弁能力を立証できる資料について：

Q 1 何を提出したらいいですか？どれくらいの金額を用意したらいいですか？

A 現在、日本で日本語学校または専門学校に在籍している学生は、預金残高証明書記載金額により、提出する経費支弁能力を立証する資料がちがいます。

①～③のどれに該当するか確認し、それに応じて資料を用意してください。

①経費支弁者の預金残高証明書記載金額200万円以上。（学費1年分、家賃、生活費合わせて約200万円のため）

a 預金残高証明書（200万円以上）

②経費支弁者の預金残高証明書記載金額150万円以上。

a 預金残高証明書（150万円～200万円未満）

b 経費支弁者の過去1年の年収証明書

c 日本語学校／専門学校における学費納入証明書

③経費支弁者の預金残高証明書記載金額100万円以上。

a 預金残高証明書（100万円～150万円未満）

b 経費支弁者の過去1年の年収証明書

c 日本語学校／専門学校における学費納入証明書

d 銀行口座の通帳コピーなど

（「今まで日本留学生活に必要な費用をきちんと払って生活していた」「BIL入学後もその能力がある」そのことがわかる内容のもの。期間は、過去1年分。）

A 現在、日本で学校に在籍していない場合

a 経費支弁者の預金残高証明書（200万円以上）が必要です。

Q 2 経費支弁者は二人でも大丈夫ですか？そして、二人の預金残高証明書の合計金額が200万円以上あれば問題ないですか？

A はい、大丈夫です。例えば、「父と母」「母と自分」など、二人でも問題ありません。

そして、預金残高証明書の合計金額が200万円以上あれば問題ないです。

ただし、経費支弁書、経費支弁者の支弁能力を立証する資料は、お二人からの提出が必要です。

Q 3 母国の親が経費支弁者です。預金残高証明書を母国から送ってもらうと時間がかかります。どうしたらいいですか？

A 必ず必要な証明書です。準備して提出してください。

提出できない場合は、出願書類不備となります。

原本がどうしても出願に間に合わない時は、まず、預金残高証明書等をPDFでメールで受け取り、それを印刷し、BILに提出してください。

原本は後日、郵便で届き次第提出してください。

- ✓ 出願書類はすべてそろえてから提出してください。
- ✓ 入学の可否は、書類審査と入学試験結果で決まります。出願書類の審査をした結果、書類に不備・不足があると、不利になります。ご注意ください。
(出願書類の審査は入学試験審査と同時進行になります。このため、出願時に不備があるかどうかお伝えすることはできません。)

出願書類は入学審査、在留資格認定証明書の交付申請、在学期間中の学籍管理に利用しますが、本人の承諾を得ることなく第三者に開示することは一切ありません。

4. 出願方法・場所

出願期間： 別紙「入学試験案内」参照。
出願場所： 別紙「入学試験案内」参照。

5. 身元保証人について ※すでに日本の学校で勉強中で、日本に家族がいない入学志願者は、「日本における身元保証人」は不要です。

◇身元保証人の役割

- ①身元保証書に書いてある1～3の役割を担う。
- ②身元保証人は入学者の在籍期間中に両親など経費支弁者が学費・生活費など金銭上の責任を負えなくなったとき、または進学や一身上の諸問題等で問題が生じたときにも一切の責任を負う。

◇身元保証人の資格

基本的に両親等、上記役割を果たせる方。

6. 学納金返還について

- ◇すでに留学の在留資格がある方で、3月31日以前に在留期間更新結果が不許可となった場合
入学取消となり、審査料を除く全納入金を返還する。ただし、3月31日までに学校にその旨通知し、入学許可書の返却が必要。
- ◇すでに留学の在留資格がある方で、4月1日以降に在留期間更新の結果が不許可となった場合
審査料を含む全納入金は一切返還しない。
- ◇日本国籍またはすでに日本で在留資格を所持している方で、入学前に入学を辞退した場合
審査料と入学金を除く全納入金を返還する。ただし、3月末日までに入学辞退の手続き書類の提出が必要。

7. 在留資格認定証明書および査証の申請手続きについて

◇新規入国の場合

本校に入学する者には、法務省から正規の留学生として「留学」の在留資格が許可されます。海外にいる入学志願者が査証を受けて来日できるようにするためには、入学試験受験以外に次の手続きが必要です。

- ①身元保証人は本校、またはBIL海外事務所に必要書類一式と審査料を添えて提出する。
- ②身元保証人に代わり、本校が出入国在留管理庁へ「在留資格認定証明書」の申請手続きを行う。
- ③本校は、「在留資格認定証明書」を受理した後、身元保証人に送付する。さらに身元保証人は入学志願者に送付する。
- ④入学志願者は「旅券」「在留資格認定証明書」「入学許可書」、その他必要書類をそろえて日本国在外公館へ行き査証の申請をする。

◇「短期滞在」の在留資格がある場合

本校の入学許可を受けた国内出願者で、観光や訪問を目的とした「短期滞在」の在留資格の場合は、日本国内での在留資格変更はできませんので新規入国者と同じ扱いとなります。

◇現在「特定活動（ワーキングホリデー）」で日本滞在中の場合

入学するまでに、自分で「留学」に資格変更をする必要があります。資格変更については、出願前に出入国在留管理局に相談し、その結果をBILに教えてください。また、BILが用意しなくてはならない書類があるならば、何をいつまでに用意すればよいかも出入国在留管理局に確認し、お知らせください。